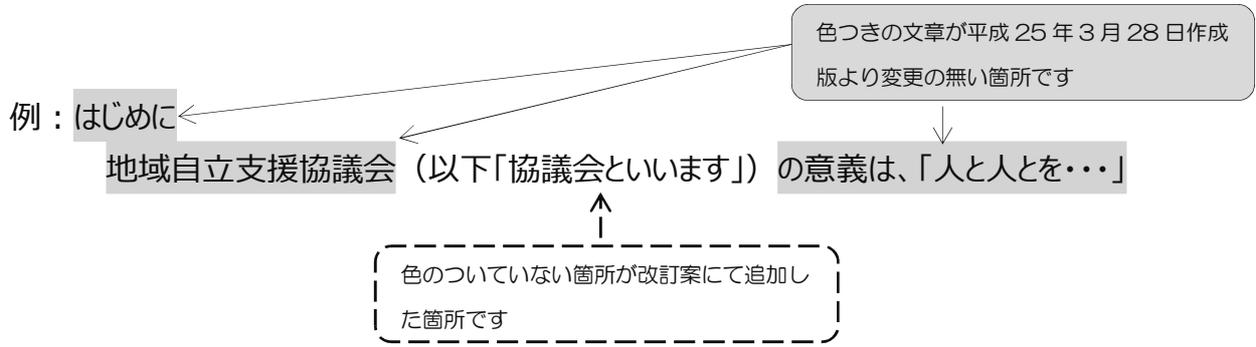


川崎市地域自立支援協議会 運営の手引き —Ver. 2—

※全体会議用資料として「平成25年3月28日作成 川崎市地域自立支援協議会運営の手引き」より変更の無い箇所には色をつけています。色のついていない箇所は、改訂案にて追加した箇所です。



平成 年 月

川崎市地域自立支援協議会

はじめに

地域自立支援協議会（以下「協議会」といいます。）の意義は、「人と人をつなぐこと」、「地域で暮らし続けられるまちを作るためのしくみを発案して実働していくこと」、そして、「障害の関係者以外の人もつながること」があります。

協議会運営の特徴として、「要求とそれを受け止める」といった関係性ではなく、それぞれの立場の立場が、**同じテーブルに座って、一緒に汗をかきながら考え、知恵を出し合い、動いていく**ということにあります。協議会に必要なことは「対立」ではなく「協働」です。「誰かがやってくれる」「～がこのようにすべきだ」ではなく、「**目的を達成するためにはどうすればいいのか**」を協議会の構成員一人ひとりが主体的に**自分の頭で考える**ことが必要です。

自分の所属の立場に拘束されず、無責任にならず、率直な話し合いができて、何かが変わっていく夢や希望を持てる会議体にしていく意識をもって参加することが大切です。

また、当事者が参加することで支援者同士では表出されないような課題も新しく出てくることも常に念頭におく必要があり、**当事者が持つ思いこそが障害者を支援する人々の最も重視すべきことである**ことを認識し、**ともに住みやすいまちを作っていく活動が協議会の特徴**になります。

現実的には多くの課題がありますが、優先順位をつけて「**できることから行っていき**」、「**具体的な協議や取り組みを重ね、積み上げて**」いきましょう。

協議会が活性化するような運営をどのようにしたら良いのか、年度当初に構成員が代わることで協議会の一体感が薄れてしまい、改めて上記の協議会の役割を浸透させるまでに時間がかかる、構成員も自分の所属業務もあることから協議会出席を負担に感じるような意識となってしまうことをどうしたら良いか、といった声が毎年のように聞かれます。

そこで、平成 25 年 3 月にこれまでの協議会運営の経験をふまえ、協議会の発展を継続させていくために必要な事項、共通で認識しておくべきことを手引きとして整理しました。

こうした経過を踏まえ、協議会をよりよいものへと充実させるために、このたび改訂を行うこととし、「Ver.2」を作成しました。この手引きを活用して、川崎市の協議会がこれまで以上に充実することを切に願っております。

なお、協議会活動の活性化を図っていくため、今後も必要に応じて、本手引きの見直しを行ってまいります。

目 次

第1部 自立支援協議会の概要	1
1 自立支援協議会の概要	1
(1) 目的	1
(2) 法的な位置づけ	3
(3) 機能	5
(4) 役割	6
(5) 自立支援協議会の標準的な組み立て	7
2 相談支援と自立支援協議会	9
3 運営の視点	10
(1) PDCA サイクルの活用	10
(2) 施策化と限界と協働の意義	14
(3) 自立支援協議会を活性化するために	15
第2部 川崎市の地域自立支援協議会	17
1 川崎市の地域自立支援協議会の体制	17
(1) 川崎市の地域自立支援協議会の体制	17
(2) 課題抽出、管理、解決のプロセス	19
2 区地域自立支援協議会	22
(1) 役割と運営の視点	22
(2) 各会議の役割	24
(3) 課題の抽出、取り組み、管理	26
(4) 構成員	28
(5) 広報・交流	29
3 市地域自立支援協議会	30
(1) 役割と運営の視点	30
(2) 各会議の役割	33
(3) 課題の抽出、取り組み、管理	36
(4) 広報・交流	36
資料集	38

第1部 自立支援協議会の概要

1 自立支援協議会の概要

(1) 目的

協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に位置づけられています（詳細は後述します）。

まず、協議会の「目的」はどのようなものであるのか、協議会が障害者総合支援法に位置づけられていることを踏まえ、障害者総合支援法の第1条を引用して確認します。

【障害者総合支援法】

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、**障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう**、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現**に寄与することを目的とする。

(基本理念)

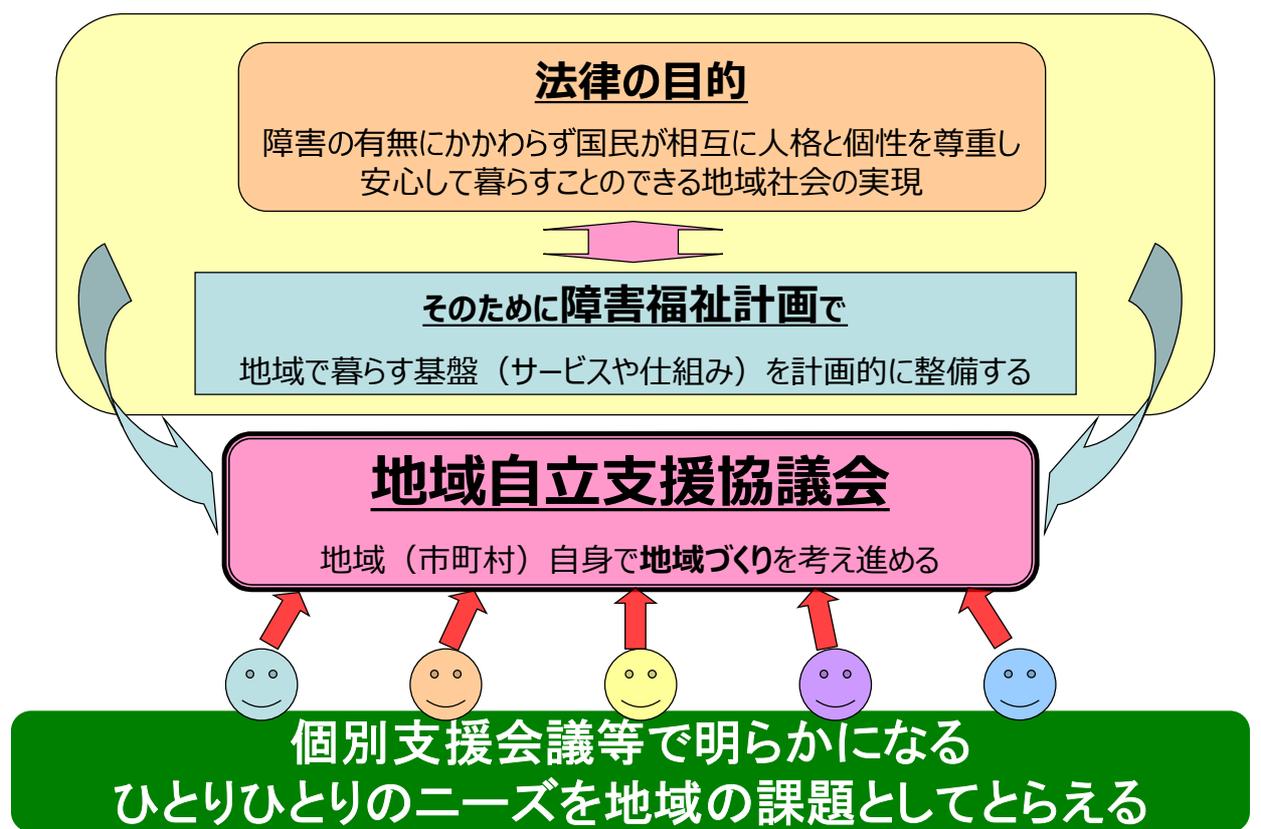
第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、**全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるもの**であるとの理念にのっとり、**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため**、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
の除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

このように、協議会は「**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現**」、「**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現**」することを目的として実施するものと考えられます。

協議会は、その目的を達成するための一つの仕組みであり、ツールであると捉え、目的達成に向けて自分たちが**協議会を活用していく**という視点が必要です。

協議会は、丁寧な、かつ総合的な相談支援によって明らかになった地域の課題を検討し、課題解決に向けた協議や取り組みを行う場です。相談支援を通して、障害者の思いや生活そのものをしっかり受けとめることは協議会の特徴であり、忘れてはならない基本ともいえるものです。障害のある人たちのニーズに応える支援体制の整備、福祉・医療・教育・就労・その他の関係機関のネットワークの構築、及びともに暮らす地域の人たちとの協働などによる、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりが、協議会に期待されています。

障害者総合支援法と自立支援協議会



※厚生労働省資料を基に作成

(2) 法的な位置づけ

協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）においては、以下のように位置づけられています。

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、**地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化**を図るとともに、**地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う**ものとする。

障害者総合支援法上に位置づけられている、「情報を共有」することや「関係機関等の連携」を図ること、また「体制の整備について協議を行う」こともそれ自体が目的なのではなく、あくまで目的を達成するための、情報共有・連携・協議です。

この目的は前述のとおり、「**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現**」、「**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現**」することです。

協議会活動を行う際には、「**何のために**」協議会を行うのか、この目的を常に意識しておくことが必要です。

【障害福祉計画との関係】

また、障害者総合支援法において、市町村障害福祉計画との関係について、次のように位置づけられています。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、**協議会の意見を聴くよう努めなければならない。**

【参考】市町村障害福祉計画とは・・・

障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業について、サービスごとに必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策を定めるものです。

川崎市においては、障害者基本法に基づく障害者施策の方向性等を定めた「市町村障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」を「かわさきノーマライゼーションプラン（※）」として一体的に作成しています。

※平成27年11月時点において、「第4期かわさきノーマライゼーションプラン」であり、計画期間は、市町村障害者計画が平成27年度～平成32年度、市町村障害福祉計画は平成27年度～平成29年度です。

(3) 機能

協議会が設置された当初より、協議会には6点の機能（情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護機能、評価機能）が示されてきました。ここでは「自立支援協議会の運営マニュアル」（財団法人日本障害者リハビリテーション協会）の一部を引用しますが、各機能の詳細はそちらをご確認ください。

自立支援協議会の機能

情報機能	・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・中立・公平性 ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

「自立支援協議会の運営マニュアル（日本障害者リハビリテーション協会）」

また、「相談支援ガイドライン」（日本相談支援専門員協会）にも、自立支援協議会の機能についてまとめられており、そちらも引用します。

○自立支援協議会の機能

情報の共有	地域の実態や課題等の情報を集約し全員が共有する場です。
具体的な協働	参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ち寄り、地域支援の不十分さを制度や誰かの原因に帰するのではなく、全員が自らの課題として受け止め、ともに解決・前進しようというスタンスで協働していく場です。
地域の関係者によるネットワーク	当事者が抱えるさまざまなニーズに対応していくために、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法、警察等の多分野・多職種による多様な支援を、一体的かつ継続的に用意するネットワークの場です。また、官と民が協働するシステムの構築の場です。

「相談支援ガイドライン」（日本相談専門員協会）

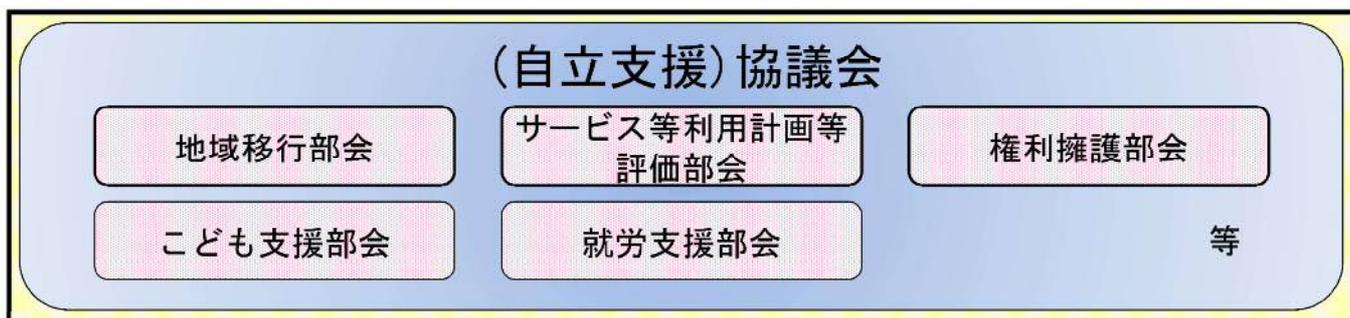
(4) 役割

協議会の役割について、厚生労働省の資料を引用します。協議会には下記のような役割が求められています。

市町村の(自立支援)協議会の役割

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 障害者総合支援法の成立等を踏まえ、
 - ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
- また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
- このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

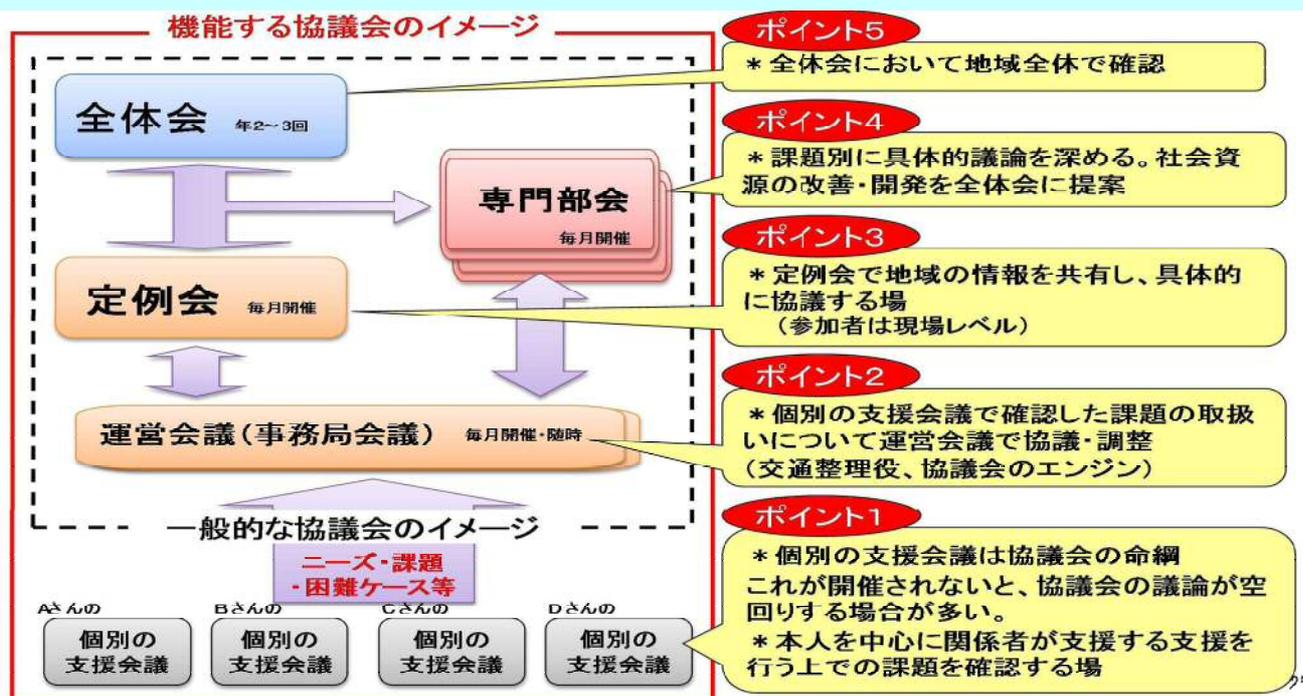
※ 22年改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。



(5) 自立支援協議会の標準的な組み立て

協議会の標準的な組み立てについては、「自立支援協議会の運営マニュアル」(財団法人日本障害者リハビリテーション協会)にて示されていますので、一部引用します。

自立支援協議会はプロセス(個別課題の普遍化)



「自立支援協議会の運営マニュアル」(日本障害者リハビリテーション協会)を基に作成

【自立支援協議会運営のポイント】

会議の種類	具体的な進め方のポイント	留意点
ポイント1 個別支援会議は協議会の命綱	①必要な関係者が参画しているか：相談支援専門員を中心とした課題解決のためのチーム ②本人のニーズにそった支援になっているか ③短期目標と中長期目標を整理：すぐにできる支援と時間を要する支援を分けて議論 ④すぐにできる支援について具体的な役割分担はできたか：具体的な役割分担のない連携の危うさ ⑤現状ではできないことを確認・共有できたか	○相談支援専門員は常に協議会(地域)を意識する ・個別のニーズ・課題が地域づくりにつながる ・個別の支援における工夫やできなかったことを協議会で報告して地域全体で共有し、地域のニーズ・課題にしていく
ポイント2 事務局会議(運営会議)は協議会のエンジンであり羅針盤	①地域の中核的なメンバーをそろえる：相談支援事業所、行政、協議会事務局は必須 ②地域の情報や課題を集約し、整理・分析する：個別支援会議や相談支援事業所の活動を通じて把握した地域からの情報や課題、行政からの情報 ③交通整理：整理した地域課題に優先順位をつ	○協議会を円滑に運営するための事務局会議(運営会議) ○官民の信頼関係を構築し、協働して協議会を運営することを目指す

	<p>け、部会（プロジェクト）等へつなげ、協議事項の総合的な進捗管理も行う</p> <p>④毎月、定期的を開催するとともに必要に応じて随時開催：フットワークの軽さが重要</p> <p>⑤協議会の運営スケジュール等の作成・管理</p>	
<p>ポイント3 定例会で地域の情報を共有し、具体的に議論</p>	<p>①多種多様な地域の関係者で構成：関係機関の代表だけでなく、現場に近いメンバーとする</p> <p>②相談支援事業所からの活動報告がメイン：ニーズに最も近く、地域ニーズが集約される立場になる相談支援事業所の活動報告を中心に、行政情報や地域の情報を関係者が共有する場。毎月定期的を開催することが有効</p>	<p>○相談支援事業所の情報を全員で共有する場であるとともに、相談支援事業所に対する評価の場でもある</p> <p>○多種多様な価値観を持つ者が集まる場であり、参加者は協議会の共通の目的を常に意識し、協調性をもって参加することが重要。逆に、協議会の目的を確認し合う場となるよう運営する</p>
<p>ポイント4 専門部会（プロジェクト）で議論を深め、施策提案等を目指す</p>	<p>①障害別、課題別、地域別等、地域の実情に応じた設定：最初から形にこだわらず、必要に応じて専門部会（プロジェクト）を追加、分化、統合していく</p> <p>②課題ごとの地域の中核的なメンバーをそろえる：必要に応じてメンバー追加や入れ替えも随時行う</p> <p>③社会資源の改善・開発に取り組む：事務局会議（運営会議）からの検討課題について、課題解決に向けた調査やプロジェクトを組んで社会資源の改善・開発の提案を目指す</p> <p>④定期的を開催するとともに必要に応じて随時開催：フットワークの軽さが重要</p>	<p>○単なる議論の場ではなく、調査結果や施策提案等、結果の出る取り組みを目指す</p> <p>○自治体予算編成等の時期を見据えたスケジュール管理が必要</p>
<p>ポイント5 全体会で地域課題等を確認し、施策提案へ</p>	<p>①多種多様な地域の関係者で構成</p> <p>②定例会、専門部会（プロジェクト）等からの報告を受け、地域課題や施策提案等について全体で確認する場</p>	<p>○多種多様な価値観を持つ者が集まる場であり、参加者は協議会の共通の目的を常に意識し、協調性をもって参加することが重要。</p> <p>逆に、協議会の目的を確認し合う場となるよう運営する</p>

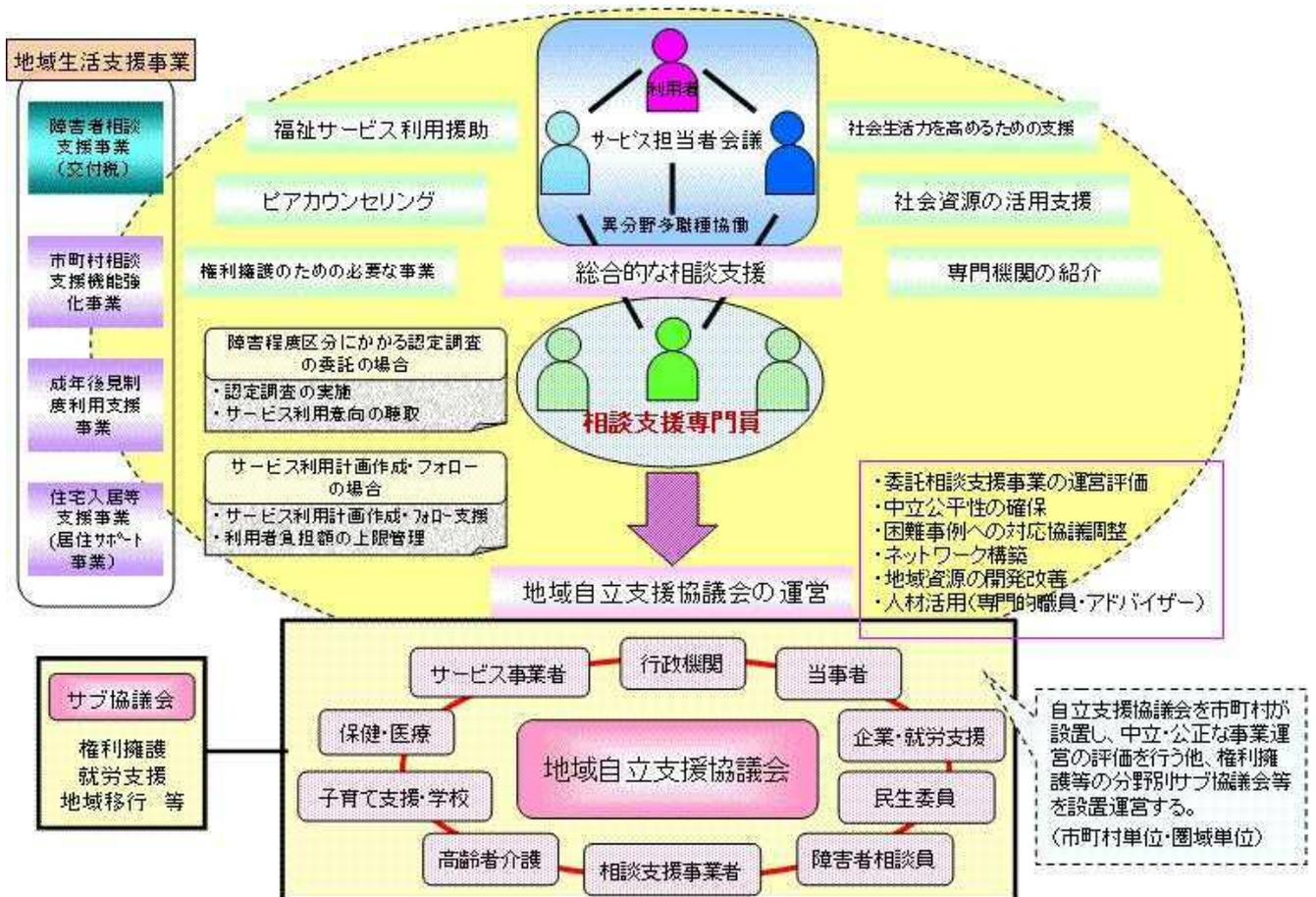
「相談支援ガイドライン」（日本相談支援専門員協会）

2 相談支援と自立支援協議会

障害のある方の生活を支援するためには、法に基づく障害福祉サービスのみならず、多機関連携・多職種連携を行いながら、地域の社会資源を有効に活用し、ニーズを解決する社会資源がない場合には既存の社会資源の改善や新たな社会資源の開発を行いながら、支援の提供体制を確保する必要があります。このような活動を行うのが相談支援であり、協議会はその中核的な役割を担っています。

支援者が1人で抱え込んでしまえば、個別のニーズへ適切に対応できないことはもちろん、そのニーズを地域で共有することもできず、その地域全体の支援体制の充実へもつながりません。個別支援の場面において多機関連携・多職種連携を行い、支援ネットワークを構築するとともに、その過程で確認された個別のニーズを「個別」のままで終わらせないことが必要です。そのためにも、協議会を活用して地域の課題を抽出し、関係者全員で共有するとともに、他人事ではなく自分事としてとらえ、解決に向けた協議や取り組みを行っていくことが重要です。

【相談支援と自立支援協議会】（※厚生労働省資料より）



※図中の下記用語はそれぞれ次のように変更されています（平成27年11月現在）

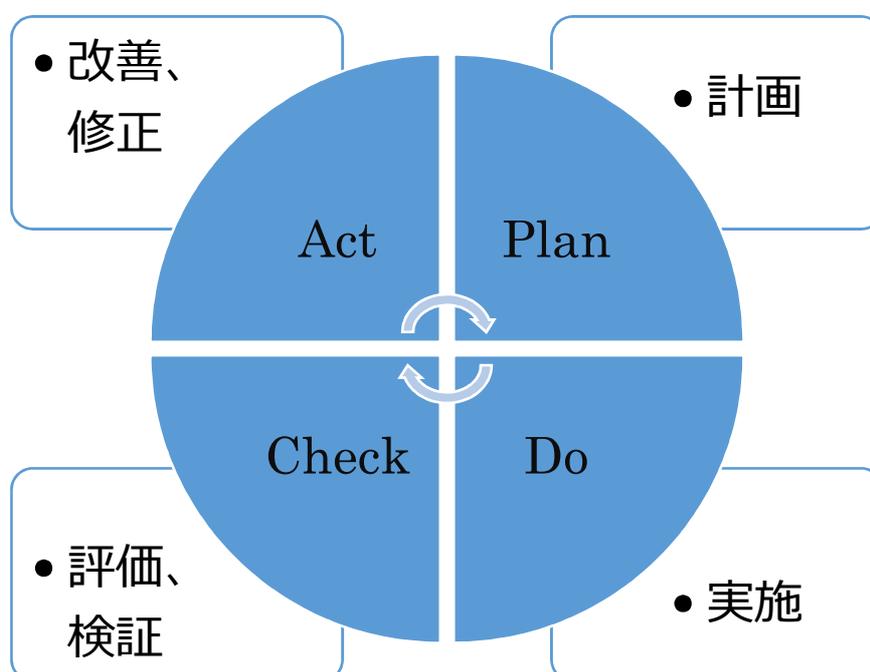
- ・「障害程度区分」⇒「障害支援区分」
- ・「サービス利用計画」⇒「サービス等利用計画」

3 運営の視点

(1) PDCA サイクルの活用

①PDCA サイクルの概要

協議会活動では、問題解決のプロセスを意識し、PDCA サイクルを活用することが有効です。PDCA サイクルは、情報の集積から課題を的確に見出し、その解決に向けて業務改善を行うマネジメント方法の一つです。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価・検証）、Act（改善・修正）の4段階を順次行い、一巡したところで最後のAct（改善・修正）を次のPDCA サイクルへつなげ、継続的な改善を図ります。PDCA サイクルは繰り返すことが重要であり、途中で修正することも必要です。



Plan（計画）

これまでの情報から課題を見出し、何をどのように改善していくのかを計画します。

Do（実施）

計画に沿って事業を実施します。

Check（評価・検証）

計画の実施状況や目標の達成状況について分析します。

Act（改善・修正）

評価・検証の結果、必要に応じて計画の変更と実施内容の修正を加えます。

ア. Plan（計画）

Plan（計画）を立てる際には、次の3つのプロセスを意識することが大切です。

【Plan（計画）を立てる際の3つのプロセス】

① 現状を把握し、問題を認識する。

⇒ ② 問題状況をアセスメントし、課題を明確にする。

⇒ ③ 課題を基に目指すべき目標を設定したうえで、計画を立てる。

また、後述の「②課題の明確化」で記載のとおり、「問題」と「課題」を分けて考え、現状分析を行って課題を明らかにしたうえで、目標を立て、計画を作ることが大切です。目標設定の際には、実施後の評価を行うことも踏まえ、以下の点に留意して設定します。

【計画作成の留意点】

① 現状分析、問題の把握を行い、課題を明確にして、目標を設定する。

②「何のために（目的）」「何を（目標）」「いつまでに（期限）」「誰が（役割）」
「どうやって（方法）」を明確にする。

③ 測定可能であること（実行後の振り返りができるように、振り返りポイントを事前に設定しましょう！）。

④ 具体的で 実行可能であること（無理なくできることから始めましょう！）。

※計画が適切に設定されていなかったり、計画作成に時間をかけすぎたりしてしまうと、その後の実行がうまくいかない可能性があります。

イ. Do（実施）

作成した計画に沿って実際に行動していきます。その際には、目的や到達目標を常に意識しましょう。

ウ. Check（評価・検証）

実際に計画に沿って行動した結果の振り返りを行い、改善の必要な点を見つけます。目標の達成状況はどうか、達成できていない点があるとすればその要因は何であるのか、といった視点を持って振り返りを行います。

なお、その際には、不十分な点ばかりを見るのではなく、良かった点や強みも捉えて、それを更に推進するという視点も必要です。

エ. Act（改善・修正）

Check（評価・検証）の結果を踏まえて、必要に応じて、計画や実施内容の修正を図ります。

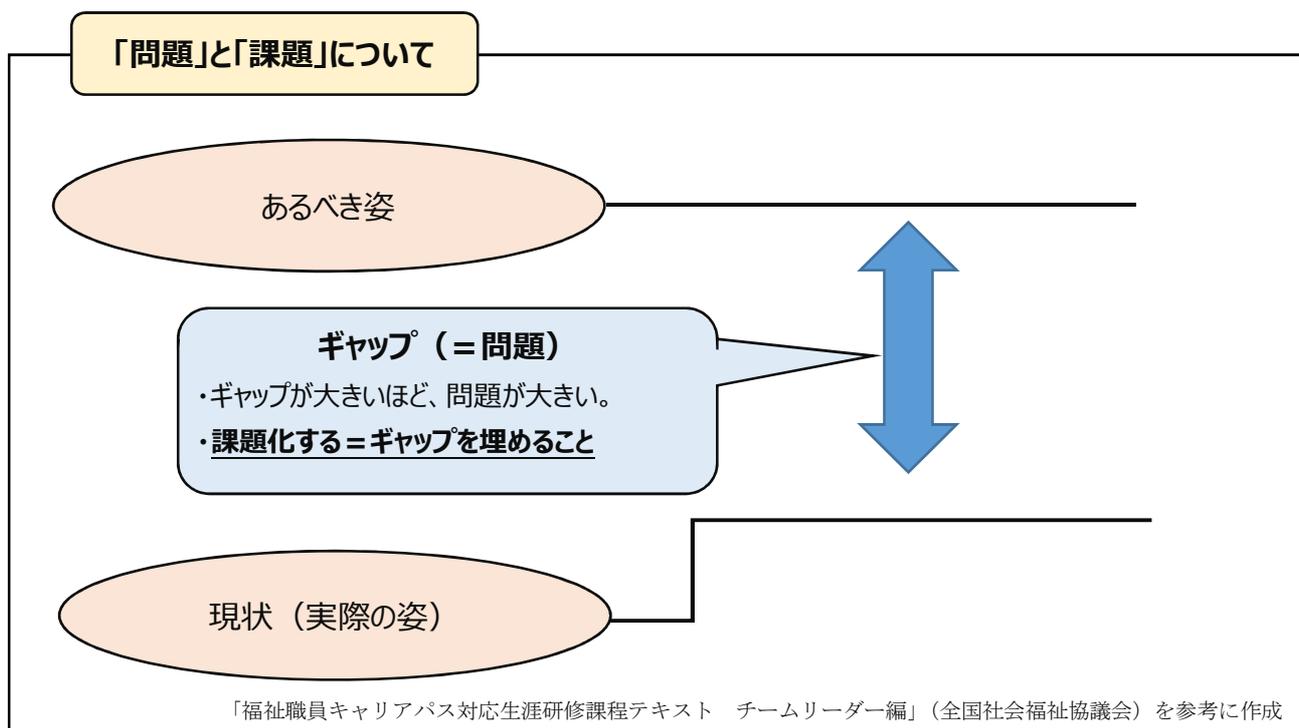
②課題の明確化

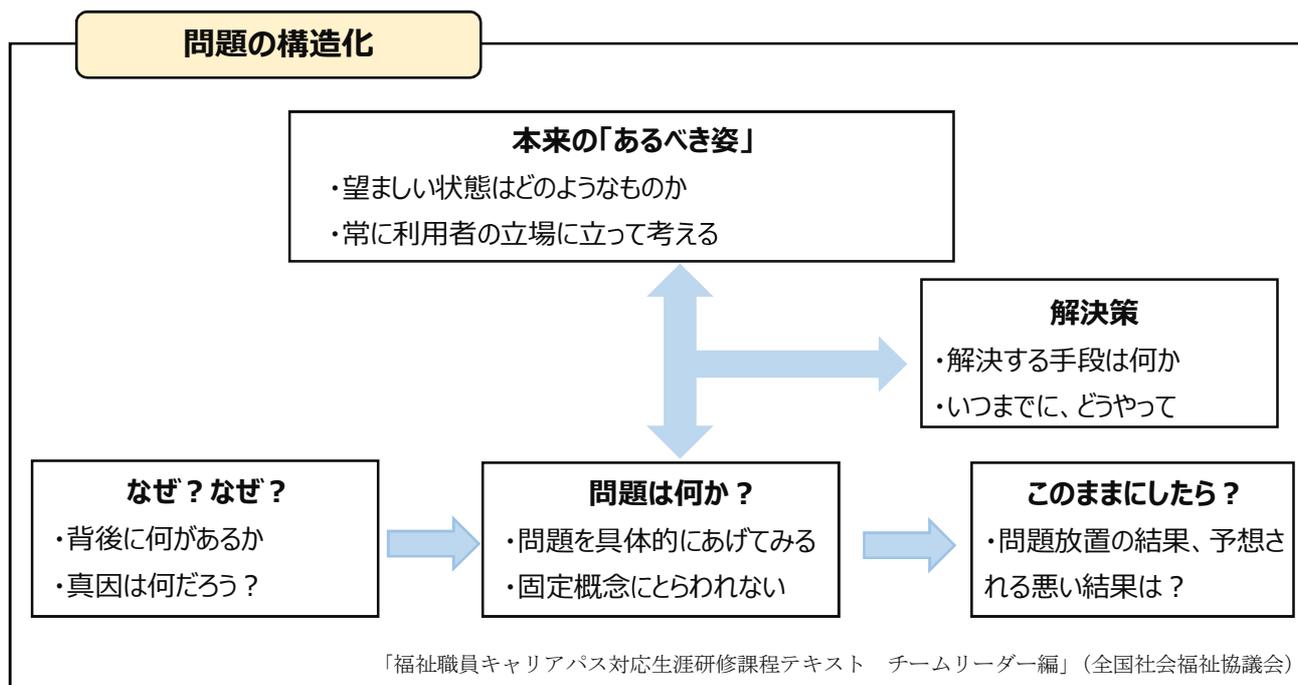
PDC Aサイクルを活用するにあたっては、「問題」と「課題」の違いを理解しておくことが重要です。

一般的に、**問題とは「本来あるべき姿（目標）と現状（実際の姿）との差異（ギャップ）」**と考えられています。問題を更に詳しくひも解くと、4つの構成要素があります。①あるべき姿、②実際の姿（現状）、③ズレ、④誰かが感じていること、こうした構成要素を正しく理解し、「差異（ギャップ）」を認識して初めて問題を可視化できます。「あるべき姿」に対し、無関心・無自覚であれば、問題を感じることはできません。

問題を解決するためには、その問題を適切に課題に落とし込んでいく（**問題を課題にする**）必要があります。**課題とは「現状をあるべき姿に近づけていくために解決すべき事柄」**であり、「**問題を解決に向けて分析し、具体的な解決の方向性が見えるようにしたもの**」と捉える事ができます。課題を明確にするには、その問題が「**誰にとっての問題で、何が原因で、何が足りないのか、どうすれば解決に至るのか**」等を明らかにし、問題を分析して構造化する必要があります。

「課題」を適切に設定できると、どのように解決していくべきなのかが（課題解決の方策）明確になります。課題が明確になると、いま実践している活動の中で優先順位を繰り上げて解決策を練り、計画的に活動を展開していきます。また、その取り組みのプロセスを結果と結びつけて評価します。





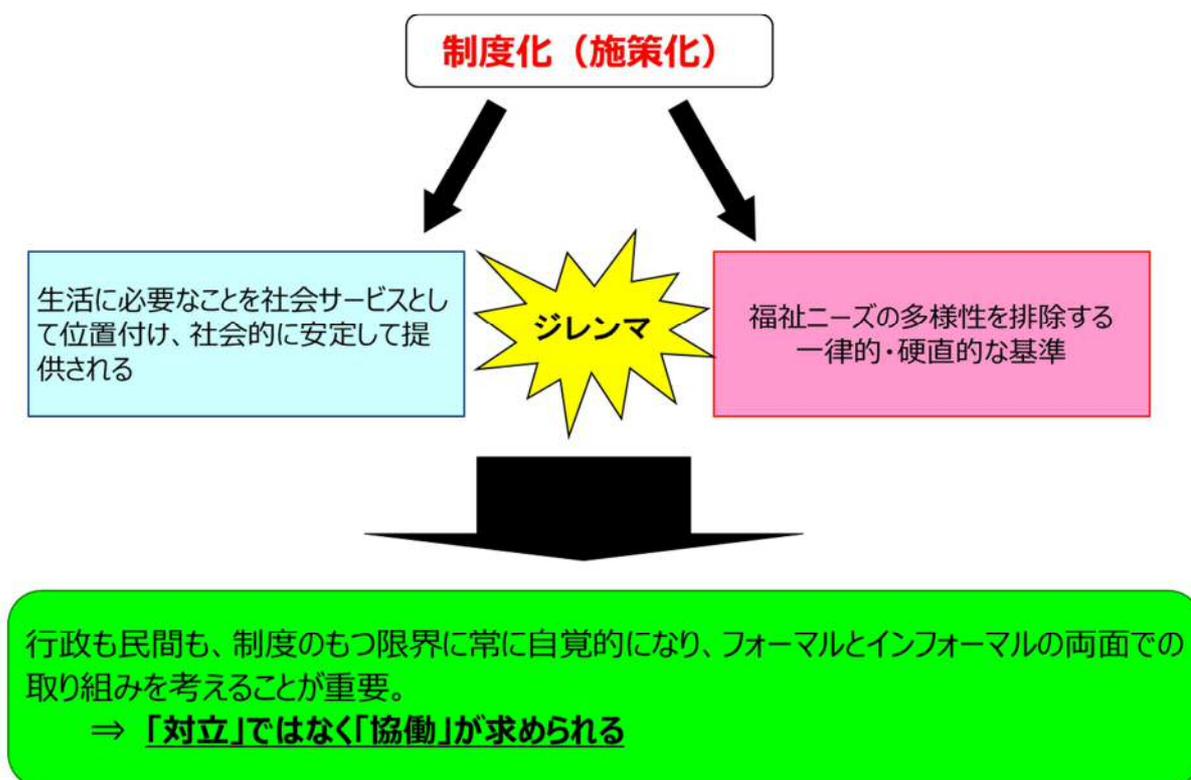
「課題の明確化」と問題解決のための「計画立案」は両輪のようなものです。計画を実行したあとは、結果を検証し、再度計画を見直していきます。このサイクルを適切に行っていくためには、今起こっている問題とその課題を常に確認しておく必要があります。その際に、問題は時間とともに変化するものであり、その時の環境に応じて変わっていくものであることを踏まえておきましょう。

また、地域課題を現状から見極めるためには、今ある情報を的確に分析する必要があります。

(2) 施策化と限界と協働の意義

協議会の活動を行うにあたっては、制度化の限界と協働の意義を踏まえて行う必要があります。ここでは、「地域自立支援協議会活性化のための事例集」（特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク）を参考とします。

制度化の限界と協働の意義



※「地域自立支援協議会活性化のための事例集」（特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク）を参考に作成

協議会の目的である「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」を目指すために、行政も民間も制度化のもつ意義と限界を正しく理解し、制度化や施策への反映によってすべての課題が解決するわけではなく、この目的に向かって、「対立」ではなく「協働」しながら、フォーマルとインフォーマルの両面による取り組みを進めていくことが重要です。

(3) 自立支援協議会を活性化するために

日頃より次に掲げるような視点を持ち、活動を行いましょう。

**自立支援協議会
形骸化の原因となる**

そのⅠ 『形から』協議会
 ＊「ひな形」はただの見本
 ＊制度上の定義、説明では分からない

そのⅡ 『形だけ』協議会
 ＊これまでの「会議」「協議会」と同じ？
 委員の委嘱 報酬 行政事務局・報告会

そのⅢ 『交渉』協議会 『陳情』協議会
 ＊これまでの場所を変えただけ？
 行政は警戒感強く 声の大きな人に・・・

活性化のために

そのⅠ 相談(行政・民間)から 家族や当事者から
 そのマチに暮らす障がい者の暮らしで困っていることを官民で出し合う

そのⅡ 行政・相談支援事業所・サービス事業者がそれぞれの
 活動について情報交換すると課題の共有が始まる

そのⅢ 行政も民間も委員も参加者もみんな対等
 肩書き、資格、経験、年齢等に関係なし 官民協働
 公式な「人的資源」「知恵」が集う場所

そのⅣ 課題解決のための話し合い中心
 交渉、陳情の場所ではない 全員で知恵を出し合う場

そのⅤ そのマチそのマチの障害住民への支援を作り出す
 そのマチに必要なシステムは、そのマチにしか作れない

地域自立支援協議会を活性化するために

- 相談支援事業が行っている個別支援会議をきちんと行う
- 地域の課題なのか、個別の支援上の課題なのか、事例の中身を理解する
- 「あったらいいな」社会資源は本当に地域の支援力を底上げするのか見極める
- 1年間の目標を明確にする
(リアリティをもって効果、目標イメージをもつ)
- 情報を腐らせない(必要な関係機関と共有する)

地域自立支援協議会を活性化するために

事前準備に課題

- **相談支援事業が行っている計画作成、個別支援会議、モニタリングをきちんと行う**
 - ・確実に個別支援会議を開催し記録する
 - ・地域の課題なのか、個別の支援上の課題なのか事例の中身を理解する
 - ・「あったらいいな」社会資源は本当に地域の支援力を底上げするのか見極める

運営に課題

- **相談支援事業、行政、当事者、事業者等の参画を**
 - ・構成員は、協議会が陳情交渉の場でもなく、行政主導の紋切りの場でもなく、協議調整の共通のプラットフォームであるという意識でいること
 - ・情報を腐らせない、偏らせない(必要な関係機関と共有する)
 - ・障害福祉計画のモニタリングが利用者の満足度を含めたものになるように

目的意識に課題

- **協議会の目的が共有できるようにいつまでに何をどう変えるのか確認する**
 - ・この地域を2年後3年後にどうしたいのかイメージを確認する
 - ・地域課題に対する取り組みの行程を公開する
 - ・その効果についてリアリティーをもつために個別事例と結びつけて検討する

第2部 川崎市の地域自立支援協議会

1 川崎市の地域自立支援協議会の体制

(1) 川崎市の地域自立支援協議会の体制

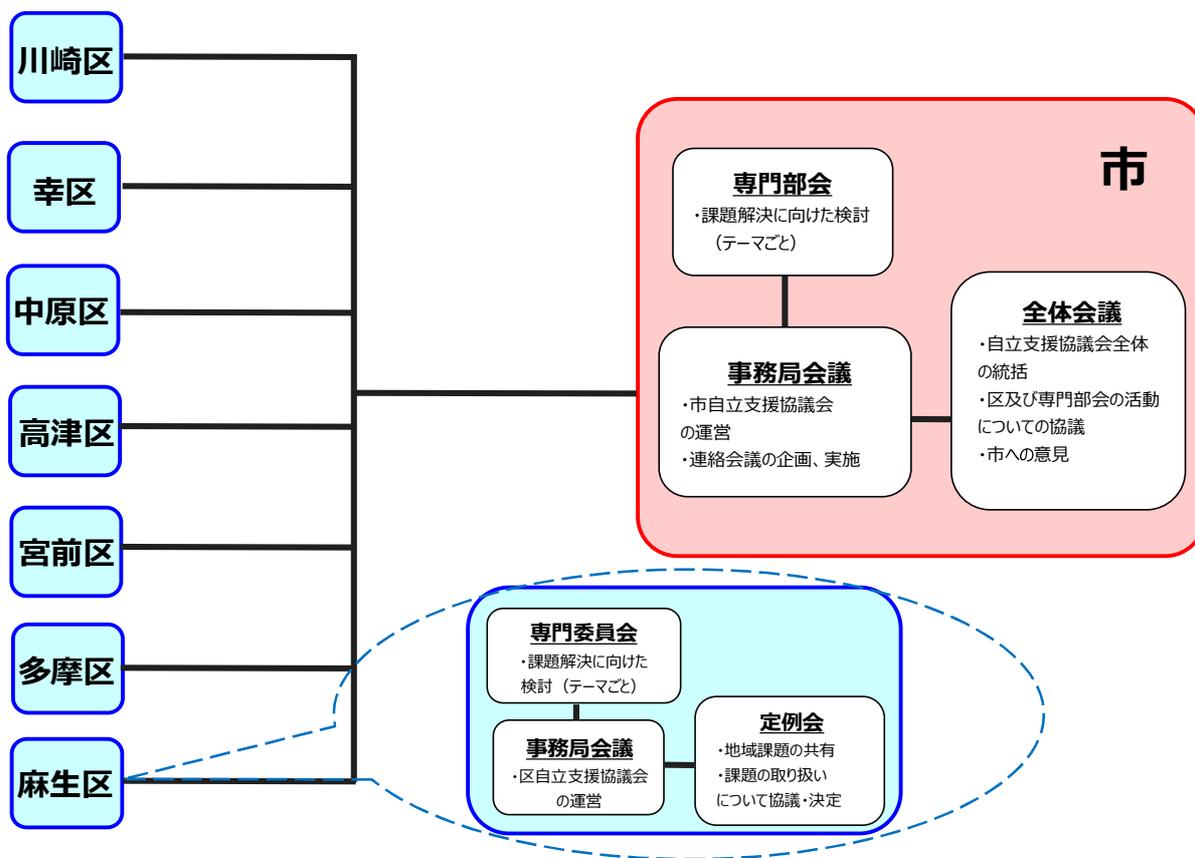
川崎市は、「川崎市地域自立支援協議会設置要綱」に基づき、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行された平成18年度より川崎市障害者地域自立支援協議会（平成25年度から川崎市地域自立支援協議会と改称）を設置しています。

川崎市では、次頁の図のように市単位で市協議会を設置し、区ごとに区協議会を設置しています。市・区協議会にはエンジン役として事務局会議をそれぞれに置き、市協議会事務局会議は市担当と区協議会代表、区協議会事務局会議は区保健福祉センター担当者と基幹相談支援センターが中心となる官民共同型をとっています。

個別の支援において明らかになった課題を事務局会議で集約して協議し、時間をかけて丁寧に協議すべき課題については、市協議会では専門部会、区協議会では専門委員会を設置することができます。

前頁で掲載している「自立支援協議会の標準的な組み立て」と多少異なる箇所もありますが、そちらもあわせてご確認ください。

川崎市の地域自立支援協議会の体制



区協議会と市協議会について

【区協議会】

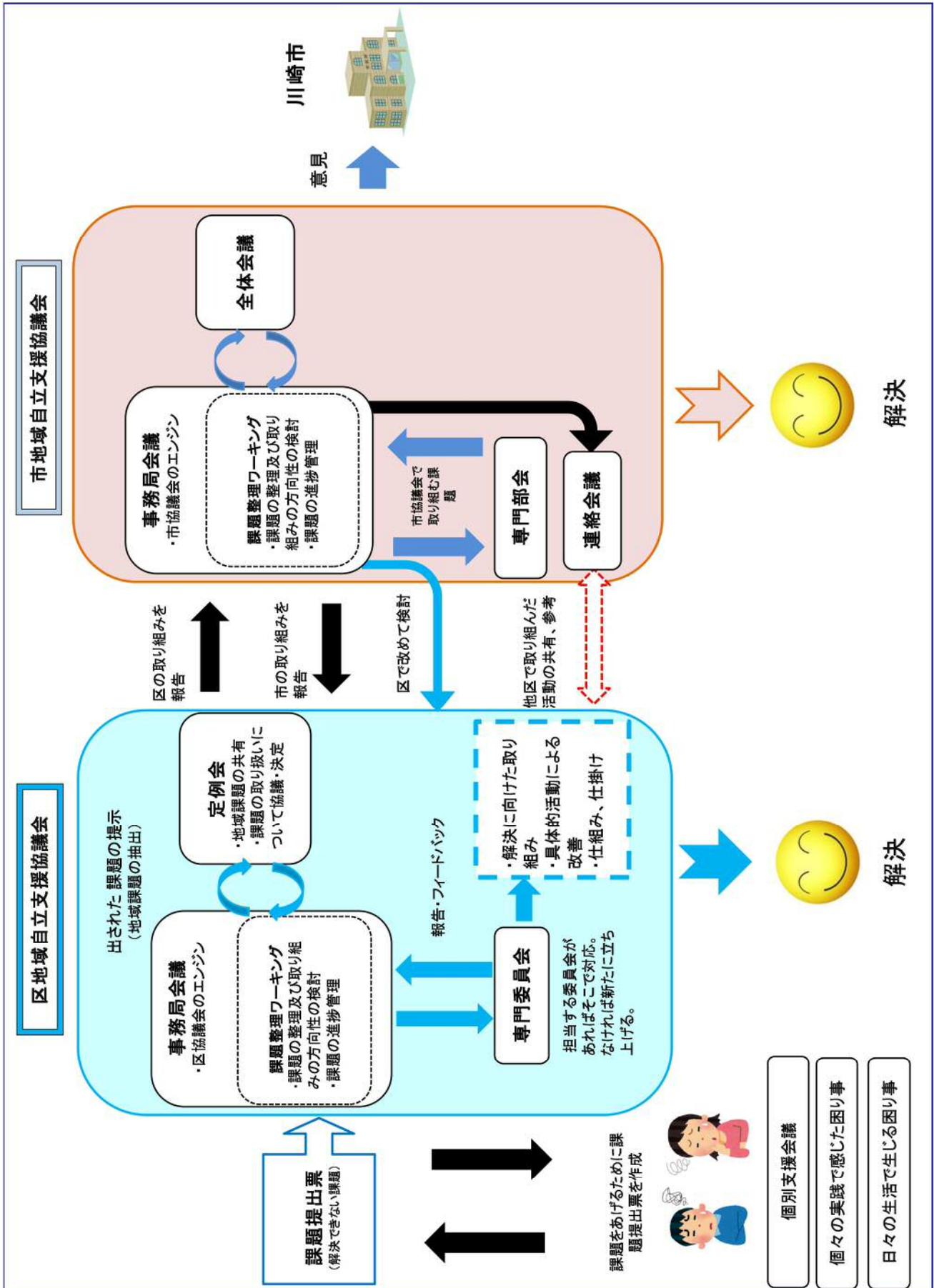
各区の相談支援を核とした個別の支援を原点にしながら、地域の課題を明確にし、区における課題解決に向けた取り組みを行います。

【市協議会】

区協議会の情報を共有して市全体の課題として協議し、課題解決に向けた取り組みを行います。

(2) 課題抽出、管理、解決のプロセス

川崎市の協議会における課題抽出、管理、解決のプロセスの全体像については、下図となります。



①課題抽出

個別支援会議、日々の生活で生じる困り事、個々の実践等で感じた困り事について、「区自立支援協議会課題提出票（P〇〇参照）」へ記載し、区事務局会議へ提出します。その際、相談支援事業者及び区役所障害者支援担当部署は、「区自立支援協議会課題提出票（相談支援・区役所用）（P〇〇参照）」を使用します。

なお、市担当が課題を提出する場合には、市事務局会議へ課題を提出します。

②課題のとりまとめ及び管理

課題の提出を受けた後は区事務局会議にてとりまとめを行い、区定例会へ提出します。区定例会へ提出する際には、取り組みの優先順位や取り組みの方向性の（案）を検討してから提出します。その際には、個別の支援における課題であるのか、地域課題であるのか見極めを行うことが必要です。

区事務局会議では課題の進捗管理も行います。管理にあたっては、「区地域自立支援協議会課題管理一覧表（P〇〇参照）」を作成し、各課題の検討状況がわかるようにしておきます。

なお、課題のとりまとめ及び管理については、区事務局会議に位置づけていますが、この役割を担う担当として区事務局会議内に「課題整理ワーキング」を設置することとします。

【課題の優先順位を検討する際の考慮事項】

重要度	現状でどうにもならないため、解決しなければならないもの	現状でなんとかギリギリのいであるが、解決が必要なもの	現状で大きな問題はないが、本質的な解決が必要なもの
社会資源の改善、開発の必要性	現状の仕組みでは対応が困難なもの	現状の仕組みを拡大解釈等して対応できるもの	現状の仕組みを利用して対応できるもの
取り組みの効果	・障害者全体に効果のあるもの ・潜在的に困っている障害者にとっても有益なもの	・限られた障害者（種別や部位、程度等）に対して効果があるもの ・現在困っている障害者にとって有益なもの	・該当する障害者のみに対して効果があるもの ・一部の困っている障害者にとって有益なもの

※「地域自立支援協議会活性化のための事例集」（特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク）より一部引用

③解決へ向けた取り組み

区事務局会議から区定例会へ提出し、課題の共有を行うとともに、その課題の取り扱いについて協議を行います。具体的な取り組みが必要と考えられる場合には、既存の専門委員会における取り組みを行うか、あるいは、新たな専門委員会の立ち上げを行います。

区では課題解決への取り組みを行った後に、その取り組みの結果を「市地域自立支援協議会への提出票（P〇〇参照）」を使用して市事務局会議へ提出します。その際には、結果を以下の4類型の中から選び、記載します。

- 区協議会での取り組みを全市へ周知するもの
- 研修会を行うことが必要と思われるもの
- 近隣区との共同による活動が必要なもの
- 市協議会において解決に向けて検討や協議を行うことが必要なもの

市協議会では、区協議会からの提出を受けて、市協議会として対応方針を市事務局会議にて協議します。解決に向けて具体的に検討を深める場合には専門部会の立ち上げを検討し、取り組み結果を全市へ周知する場合や研修会を行うには連絡会の活用を検討します。市事務局会議で協議する際には、区協議会へ検討の詳細を確認することがあり、協議の結果として区協議会において改めて検討を行ってもらう場合もあります。

また、市事務局会議においても、区事務局会議と同様に課題の進捗管理も行います。管理にあたっては、「市地域自立支援協議会課題管理一覧表（P〇〇参照）」を作成し、各課題の検討状況がわかるようにしておきます。

なお、区・市いずれの場合においても、後述の「4 運営の視点」に記載のある、「P D C Aサイクル」や「課題の明確化」を意識しながら、課題解決へ取り組むことが必要です。

2 区地域自立支援協議会

(1) 役割と運営の視点

①生活上での課題から議論していく会議

障害のある方が、日常の生活で、「こんなことに困るな…」、支援者が「支援を行う時にこんなことに行き詰ったな…」という支援の中で見えてくる生活上の困り事、地域特性や地域が抱えている困り事も個々の支援から見えてきます。協議会活動は、このように日々の生活や個別の支援で起こっていることを起点とした会議であることを意識していきます。

それらを解消するために、区協議会構成員で共有します。情報交換することで解決することもあります。情報交換で解決しない場合には、解決に向けて取り組みを行っていきます。

②話し合い、共有し、行動する

なぜ困るのか、なぜ支援に行き詰まるのか、全体で共有したことを「区地域自立支援協議会課題一覧表」にまとめて、障害のある方を支えるための「地域にある資源」と対比させて、**協議会構成員が個々の立場を超えて、協議会自身が地域に働きかけて「我々の住むまちを変えていく、作っていく」**役割を協議会が担っていきます。

普段の困り感を解消する過程を経る中で、**人が動く、制度も改善していく、障害のある人への理解も深まる、まちも変わっていく、**という動きを通じて、**明日の住み良いまちを目指していきます。**

このように、協議会は、**「既存の制度にとらわれずに、その人の生活をよりよくしていくため、地域で安心して暮らしていくために、多面的な視点で課題を見て、知恵を出し合っ、アイデアを生み出す場」**として機能していきます。

③目標設定について

ア. 協議会としての目標設定

協議会運営を活性化させるために、目標を設定することが有効です。その際には、将来の地域像を見据えて、やや抽象的な「わがまちのあるべき姿」を描いて、そこに至るためのロードマップを描くイメージで、長期目標（障害福祉計画の期間）、短期目標（単年度で取り組む重点的な目標）を具体的に設定しましょう。目標を設定した後は、年度末に評価して、活動を否定するのではなく、次の活動につなげるような意見を出し合うことが必要です（協議会の活動に失敗はありません！）。

区協議会においては、**自らの区の「区地域福祉計画」及び、これまでの協議会活動等を通じて明らかとなっている課題等を踏まえて設定**します。

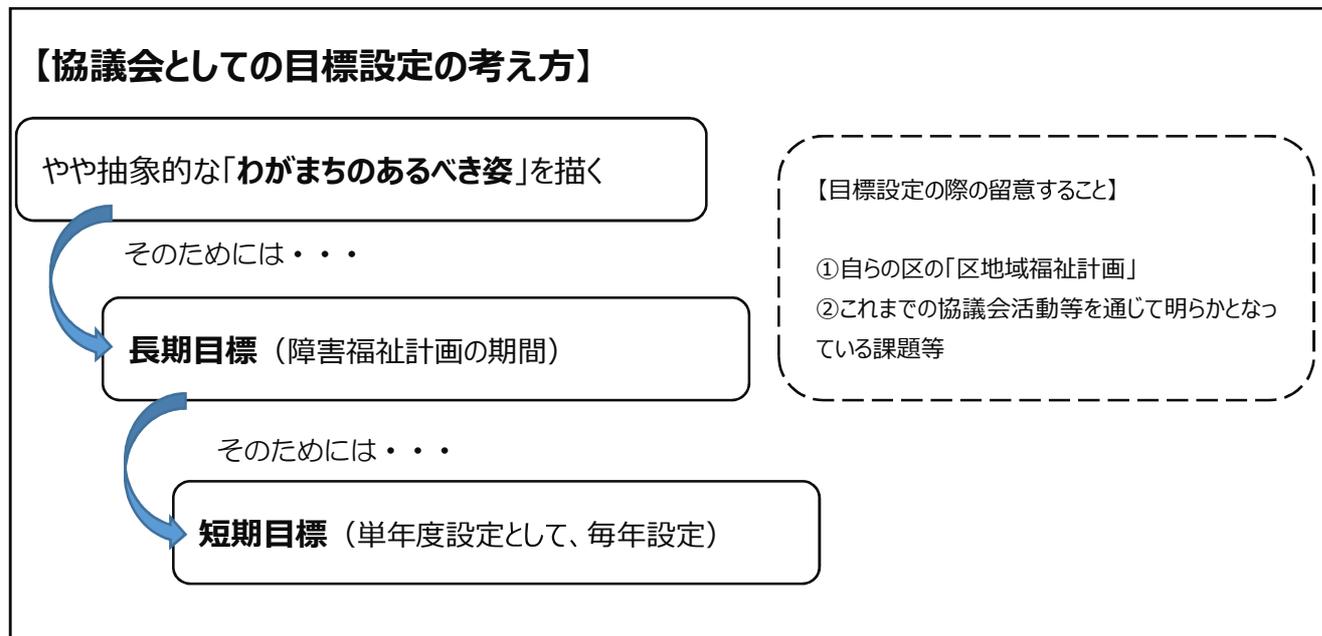
イ. 専門委員会及びワーキングの目標設定

それぞれが立ち上がった課題等を踏まえ、**年度ごとに目標を設定**します。

④活動の振り返り及び評価

区協議会では、PDCA サイクルを意識して、目標設定を行うとともに、年度末には区協議会として

の活動の振り返り及び評価を行います。区協議会として取り組んだ成果、残された課題について確認し、次年度の活動につなげていくことが重要です。



(2) 各会議の役割

①区定例会

ア. 区定例会に求められる役割

- ・事務局会議提案についての協議
- ・各専門委員会での協議の共有、検討
- ・その他、区協議会として取り上げるべき事項の協議

イ. 区定例会構成員

- ・当事者
- ・関係機関（施設、学校、専門機関など）
- ・その他

ウ. 開催スケジュール

区の実情に応じて開催します。

②区事務局会議

ア. 区事務局会議の役割

- ・区協議会の運営→区協議会のエンジン役
- ・区協議会の課題整理→課題提出票を受け、その整理を行って優先順位をつけ、取り組みの方向性を検討して区定例会へ提出し、「区地域自立支援協議会課題管理一覧表（P〇〇参照）」活用しながら課題への取り組み状況の進捗管理を行う
- ・広報→対外的に「協議会の活動内容」を知ってもらう役割
- ・専門委員会の設置提案→課題整理から設置に向けたまとめをしていく
- ・専門委員会における協議内容の進捗管理

イ. 区事務局会議構成員

区保健福祉センター、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、専門機関（地域の実情に応じて）を基本とします。

ウ. スケジュールについて

毎年度協議のうえ決定します。

エ. 会議の運営方法

区保健福祉センターと基幹相談支援センターを中心に、区事務局会議構成員が協働で運営します。

- ・区協議会運営にあたり、真に必要な議論ができていくか常に意識しながら、会議の運営方法、活性化合いを意識しながら、必要なことは随時変えていくことで活力ある会議にします。
- ・区事務局会議の機能を十分に発揮するために、必要に応じてワーキンググループを構成します。

【ワーキンググループについて】

事務局会議の構成員は限られた人数で上記の役割を担うことになるため、事務局会議がその役割を十分に果たすためにはテーマに応じてワーキングを設置することが考えられます。なお、課題整理ワーキングについては必置とします。

ワーキングのメンバー選出にあたっては、事務局会議構成員のみならず、区定例会からの選出も含めて、実情に応じて各区において協議してください。

(ワーキングの想定例：広報ワーキングなど)

③専門委員会

○課題解決に向けた具体的な協議

専門委員会では、課題の解決に向けて具体的に検討し、取り組みを行います。専門委員会の活動は、原則として年度単位で行い、年度ごとに目標を設定して取り組み、年度末にその取り組みの評価を行い、成果や残された課題等について確認します。専門委員会の活動においても、PDCAサイクルを活用します。

1年で活動が終了しない場合も予想されますが、その場合には、当初設定した目標に対して、どこまでが到達できているのか等、1年間の振り返りを行ったうえで、活動の成果と残された課題を明確にし、次年度の計画を立てることが必要です。

(3) 課題の抽出、取り組み、管理

① 課題抽出

ア. 基本的な考え方

区協議会の活動の原点は、日々の生活の場で生じる困り事です。これらの課題を整理し、共有して、解決に向けて動き出すことが協議会の特徴のひとつです。

全ての困り事を一斉に解決することは難しいのが現実ですが、同様の状況にある人同士が情報交換をする中で解決すること、地域に働きかけていく活動を通して解決すること、制度を変えていかなければ解決しないことなど、様々です。

イ. 区地域自立支援協議会課題提出票（P〇〇参照）の作成

個々の実践で感じた困り事が、地域の課題となっている可能性があるという視点を持つこと、課題提出表を活用し、構成員が共通の課題を検討し、地域課題に対し、解決に向けて協議していくことが大切です。

(課題抽出方法（参考）)

課題の抽出方法については、以下のような方法が想定されます。

ア. 各自が感じている困り事を記載して提出する方法

イ. 意見を口頭でも良いので出し合って全体でまとめていく方法

ウ. サービス調整会議や相談支援調整会議で浮き彫りになったものを記載していく方法

まずは、**地域で感じた困り事については、会議でとりあえず発信してみる、発信できる環境を作っておきます。**そのために、人の意見を否定しないことや常に前向きに考えていく意識を持つておくこと、実際に困っていることがあるのだから、そこをないがしろには絶対にしないことといった意識が必要です。

課題提出者が自分で記載して提出する、初めの一步のエネルギーは相当なものがあります。**課題提出すること自体が億劫とならないような配慮をしながら、全体で共有していきます。**

【課題は抽出して終わりではありません！】

地域課題を抽出した後、そのまま市協議会へ提出するのではなく、**解決に向けて自分たちのできることを検討し、解決に向けて取り組む**ことが重要です。

②課題への取り組み

課題へ取り組む際には前述のPDCAサイクルを意識し、課題を明確にしてから目標設定・計画作成を行い、その計画に沿って具体的な活動を行い、適宜活動の振り返りを行いながら修正を行い、年度末には活動の評価を行います。

③課題の管理

提出された課題を、「区地域自立支援協議会課題一覧表（POO参照）」として整理し、「今、わがまちにはどのような課題があるのか。何が足りないのか」を見えるようにしておきましょう。課題解決に向けて協議会をマネジメントしていくことが、協議会の今いる立ち位置を認識して活動していくために必要です。課題一覧表作成にあたっては、他区協議会及び市協議会、さらには地域に住むまちの人々に説明できるようにしましょう。

(4) 構成員

① まちに出て、人と交流する中で、地域を変えていく構成員

区協議会は机上だけの議論だけでなく、まちに出て、人と交流する中で、地域を変えていく役割が必要とされます。

そのためには、集まった構成員が立場を超え、ともにアイデアを出し合い、実働できる人で構成していく必要があります。

② 協議会へ参加しやすい形で、多くの人に関わる会を目指す

区協議会構成員は、次のとおり構成することを基本としますが、協議会の運営を活性化するために、地域の実情に応じて変更していくことも可能です。

③ 区協議会構成員の考え方

ア. 基幹相談支援センターと区役所は最も運営の中心的な役割を担う構成員とし、地域相談支援センターの構成員とともに、区協議会の企画運営を行います。

*区役所障害者支援担当部署では協議会担当者以外も、協議会の動向について関心を持ち、活動内容について把握しておくことが必要です。

イ. 区協議会全体で情報を共有する、課題を出し合い、共有し、実働していく構成員であることが必要です（当事者とその家族、施設、学校、専門機関など）。

ウ. 区協議会が設置する専門委員会は、多様な委員の参加を求めるとし、委員構成については、区事務局会議で協議した上で、区定例会にて報告します。

エ. その他、区定例会及び専門委員会構成員は、随時必要なときに関係者に意見を聴くことができることとします。

大切なことは、**協議会の活動が活性化することで、まちが変わっていく、生活が変わっていくことを目的に、「障害領域を超えて、地域を作っていく、変えていくという意識を持って関わっていく」構成員を各区協議会で検証して構成していく**ことです。

【新たな区協議会構成員への参加依頼について】

新たに区協議会への参加を依頼する際には、その方に構成員になっていただく**目的や意図を明確**にしたうえで、区定例会で決定します。協議会の概要、目的、現在の活動内容、その方に期待する役割等をお伝えし、参加依頼を行います。

(5) 広報・交流

協議会の活動内容をホームページや広報誌などにより、協議会の活動に興味を持ってもらえるような内容で、地域に情報発信していきます。

このときに、活動内容を細かく記載されても読み手の気持ちを反映したものにはなりません。**何を目的として、誰に対して、何を、どのように伝えるのか**ということを意識しながら、**単なる活動報告だけではなく協議会の課題意識・考え方を伝える**ことを基本にして、作成する必要があります。

また、広報に加え、地域においてまちづくりの活動を行っている団体とも交流し、相互に活発化するような関係を作っていくことも大切です。

【広報活動の留意点】

「協議会活動」を広報することは事務局会議の機能として考えられますが、「地域課題への解決策」としての広報は、専門委員会による検討が必要と考えられます。

事務局会議機能の広報⇒協議会活動を知ってもらう

地域課題への解決策としての広報⇒課題解決のために「広報」を行う

3 市地域自立支援協議会

(1) 役割と運営の視点

① 区協議会での課題から議論していく会議

区協議会同様に、協議していく事項は、支援の現場で起きる課題を起点とする会議であることを大切にしながら運営します。

【役割】

- ・各区協議会の取組みや課題を市全体で共有していく役割。
- ・区間の連携（情報交換、良いところを学ぶなど）を図る役割。
- ・区の課題を集約し、市協議会として課題解決に向けた協議を行い、必要に応じて専門部会を設置して集中的に協議する等の手法により、市に意見する役割。
- ・障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源を含めた障害者等の支援体制の整備を進めるために障害福祉計画への意見を行う役割。

② 目標設定について

ア. 市協議会としての目標設定

将来を見据えて、やや抽象的な「川崎市のあるべき姿」を描いて、そこに至るためのロードマップを描くイメージで、**長期目標（障害福祉計画の期間）**を設定するとともに、「今年度は協議会としてここを目指す」というものをはっきりさせるという目的で、**短期目標（単年度での具体的な目標）**を設定します。

目標設定にあたっては、①「川崎市地域包括ケア推進ビジョン」「かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画・障害福祉計画）」「川崎市地域福祉計画」等の市における各種計画、②**障害福祉計画の策定期間に意見をすること、及び③これまでの協議会活動を通して明らかとなっている課題**に留意して、検討する必要があります。

イ. 専門部会及びワーキングの目標設定

それぞれが立ち上がった課題等を踏まえ、**年度ごとに目標を設定**します。

【協議会としての目標設定の考え方】

やや抽象的な「川崎市のあるべき姿」を描く

そのためには・・・

長期目標（障害福祉計画の期間）

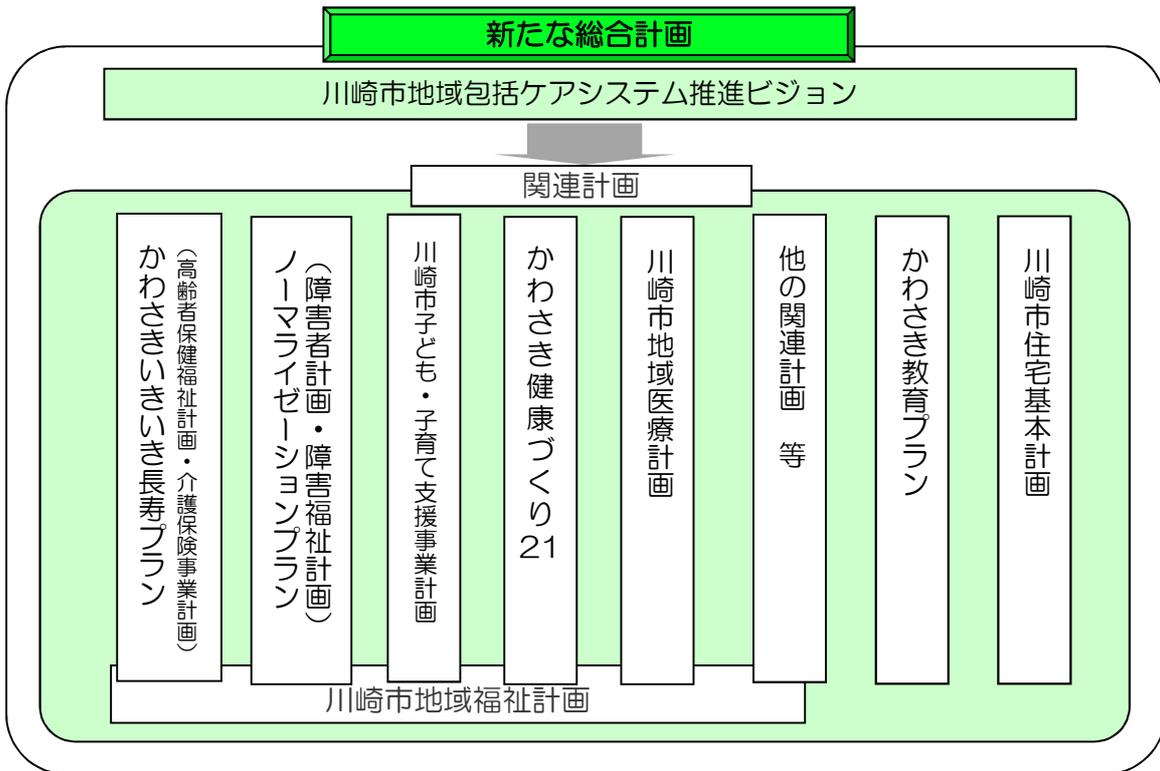
そのためには・・・

短期目標（単年度設定として、毎年設定）

【目標設定の際に留意すること】

- ①「川崎市地域包括ケア推進ビジョン」「かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画・障害福祉計画）」「川崎市地域福祉計画」等の市における各種計画
- ②障害福祉計画の策定時期に意見をすること
- ③これまでの協議会活動を通して明らかとなっている課題

【川崎市における各種行政計画】



③活動の振り返り及び評価

市協議会においても、PDCAサイクルを意識して、目標設定を行うとともに、年度末には市協議会としての活動の振り返り及び評価を行います。市協議会として取り組んだ成果、残された課題について確認し、次年度の活動につなげていくことが重要です。

④市全体会議運営の視点

- ア. 協議会の活動らしく、地域課題に対して活発な議論がしやすいよう配慮します。
- イ. 全体会議は、個人情報配慮の内容以外について、広く傍聴可とします。

(2) 各会議の役割

①市全体会議

ア. 市全体会議に求められる役割

- ・ 市事務局会議提案についての協議
- ・ 各専門部会での協議の調整、検討
- ・ 各区協議会での検討事項で市協議会として決定すべき事項の協議
- ・ 障害福祉計画の評価
- ・ その他、市協議会として取り上げるべき事項の協議

イ. 市全体会議構成員

- ・ 学識経験者
- ・ 当事者
- ・ 関係機関
- ・ その他

※会長及び副会長を委員の互選で定めます。

会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができます。

上記による構成を基本とし、任期は2年以内としますが、再任を妨げません。補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。

ウ. 開催スケジュール

年3回程度の開催を基本とします。

②市事務局会議

ア. 市事務局会議の役割

- ・ 市協議会の運営（進捗）管理
→市協議会のエンジン役です。
- ・ 区協議会の情報交換、課題整理、課題管理
→市で取り上げるべきことを抽出、区間での情報交換などの指南役です。また、区協議会や市担当から提出を受けた課題について、その整理を行って優先順位をつけ、取り組みの方向性を検討します。また、課題の取り組み状況に関する進捗管理も行います。
- ・ 広報
→対外的に活動内容を知ってもらう役割です。
- ・ 連絡会の企画、実施
- ・ 専門部会の設置提案
→課題整理から設置に向けたまとめや提案をしていきます。
- ・ 専門部会における協議内容の進捗管理

イ. 市事務局会議構成員

市担当、各区保健福祉センター又は各区基幹相談支援センターとします。

ウ. スケジュールについて

毎年度協議のうえ決定します。

エ. 会議の運営方法

- ・市の担当と各区保健福祉センター又は各区基幹相談支援センターが協働して運営します。
- ・市事務局会議は、区協議会構成員に限り傍聴可とし、事前に区協議会代表を通して申し込むこととします。
- ・市協議会運営にあたり、真に必要な議論ができていくか常に意識しながら、会議の運営の方法、活性度合いを意識して、必要なことは随時変えていくことで活力のある会議にします。
- ・市事務局会議の役割を果たすために、必要に応じて次のようなワーキンググループを構成します。

○区の課題を整理・調整

→・区協議会の活動結果や市担当からの課題提出を受け、その整理を行って優先順位をつけ、取り組みの方向性を検討して全体会議へ提出する役割。

・提出された課題への取り組み状況の進捗管理を行う役割

○連絡会の企画・実施

○広報

③専門部会

課題の解決に向けて具体的に検討し、取り組みを行います。専門部会の活動は、原則として年度単位で目標を設定して取り組み、年度末にその取り組みの評価を行い、成果や残された課題等について確認します。専門部会の活動においても、PDCAサイクルを活用します。

取り上げるテーマは、原則、区協議会から提出された取り組み結果を受けて、市事務局会議で課題を検討し、全体会議で協議のうえ設置します。

当該年度内の出来る限り早期に活動が開始できるよう協議します。

制度検討に関わるようなテーマの場合、市担当者も部会の構成員となります。

また、部会構成員以外に、随時必要ときに意見を聞くことのできる人を呼べるような体制とします。

1年で活動が終了しない場合も予想されますが、その場合には、当初設定した目標に対して、どこまでが到達できているのか等、1年間の振り返りを行ったうえで、活動の成果と残された課題を明確にし、次年度の計画を立てることが必要です。

④連絡会

ア. 連絡会の役割

- ・区協議会や専門部会で検討してきていることを市内全体で共有することにより、他の方が活動していることを知り、自分のところにも持ち帰り、かつ構成員以外の方にも発信します。
- ・行政報告（制度変更の周知等）
- ・研修形式（各構成員間の共通テーマ）

イ. 連絡会の性質

連絡会は協議会における課題の解決や改善に向けた手段の一つとして捉え、以下の2点の考え方を基本として実施します。

- ・区での検討や取り組みを経て提出された課題の中から、連絡会の開催によって課題の解決や改善につながると考えられるテーマを取り上げて実施する。
- ・他区の取り組みを知ることが自らの区より良い取り組みへつながると考えられることから、各区の取り組み報告を定期的実施する。

区での検討や取り組みを経て提出された課題の中からテーマを取り上げるものについては、状況により必要に応じて開催します。各区の取り組み報告については、年1回定期的に区の取り組み報告の場を設けることとしますが、特定の区の取り組みを全市に発表する場合には必要に応じて開催します。

原則、協議会構成員以外の参加も認めるオープン型の開催とし、開催形式として、シンポジウム形式、意見の表出形式などが想定されますが、これまでの協議会周辺での議論の深まり具合などから、テーマによって効果が得られやすい手法を市事務局会議で協議して決定します。

ウ. 会議の企画担当

企画は市事務局会議から2名担当を割り振り＋市担当で構成

(3) 課題の抽出、取り組み、管理

市協議会では、区協議会から「市地域自立支援協議会への提出票」の提出を受けたり、市担当から課題提出を受けたりすることによって、課題抽出を行います。

課題へ取り組む際には、区協議会と同様、前述のPDCAサイクルを意識し、目標設定・計画作成を行い、その計画に沿って具体的な活動を行い、適宜活動の振り返りを行いながら修正を行い、年度末には活動の評価を行います。

区協議会から「市地域自立支援協議会への提出票（P〇〇参照）」の提出を受けた内容や、市担当から提出を受けた課題、専門部会における検討状況は、課題管理一覧表を作成し、市事務局会議にて管理します。

(4) 広報・交流

協議会活動の**報告だけでなく、協議会の課題意識・考え方を伝える**ことを意識して行い、具体的には、市事務局会議広報担当で企画していきます。

障害のある方のすみやすいまちを作っていく活動を行っている会議体とも交流して、相互に活性化するような関係を作っていくことも大切です。

引用・参考資料

- ・ 全国社会福祉協議会（2008）「改訂福祉職員研修テキスト」
- ・ 日本障害者リハビリテーション協会（2008）「自立支援協議会の運営マニュアル」
- ・ 特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク（2011）「地域自立支援協議会活性化のための事例集 平成 22 年度障害者総合福祉推進事業『自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成報告書』」
- ・ 日本相談支援専門員協会（2011）「相談支援ガイドライン」
- ・ 長寿社会開発センター（2013）「地域ケア会議運営マニュアル」
- ・ 全国社会福祉協議会（2013）「福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程テキスト チームリーダー編」
- ・ 山梨県福祉保健部長寿社会課、地域包括ケア推進研究会（2013）「地域ケア会議等推進のための手引き～市町村・地域包括支援センターの視点から～」
- ・ 山梨県福祉保健部長寿社会課、地域包括ケア推進研究会（2014）「地域ケア会議等推進のための手引き（Part2）～住民主体の地域包括ケアを多職種で効果的に実践するために～」
- ・ ミネルヴァ書房（2015）「自分たちで創る現場を変える地域包括ケアシステム わがまちでも可能なレシピ」
- ・ 川崎市地域自立支援協議会（2015）「川崎市相談支援ガイドブック～Ver.2～」

資料集

障 発 0328 第 8 号
平成 25 年 3 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について、別添のとおり通知するので、これを参考に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の運営の活性化に取り組まれるとともに、都道府県におかれては、管内市町村、関係機関等に対する周知及び管内市町村に対する設置の促進や運営の活性化に向けた助言等、特段の御配慮をお願いする。

また、平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 25 号当職通知「自立支援協議会の設置運営について」は平成 25 年 3 月 31 日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会設置運営要綱

第 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下「協議会」という。）は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関である。

第 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定

1 協議会の設置

- (1) 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない。（第 89 条の 3 第 1 項）
- (2) 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（同条第 2 項）

2 市町村障害福祉計画

市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第 88 条第 8 項）

3 都道府県障害福祉計画

都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第 89 条第 6 項）

第 3 市町村が設置する協議会（市町村協議会）

1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

2 設置方法

市町村協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができる。

3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。
(例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

4 主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営 等

5 財源

交付税により措置。

第4 都道府県が設置する協議会（都道府県協議会）

1 基本的な役割

都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する。

2 設置方法

都道府県協議会は、直営又は民間団体への運営の委託等、都道府県の実情に応じて効果的な方法により設置することができる。

3 構成メンバー

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

(例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体の代表者、障害者等及びその家族、市町村、学識経験者、民生委員、地域住民 等

4 主な機能

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
 - ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）
 - ・ 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
 - ・ 相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議
 - ・ 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
 - ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
 - ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
 - ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
 - ・ 専門部会等の設置、運営 等
- ※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

5 財源

交付税により措置。

障障発 0328 第 1 号
平成 25 年 3 月 28 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会(以下「協議会」という。)について、本日付けで「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」(平成 25 年 3 月 28 日障発 0328 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)が通知されたところであるが、その留意点については下記のとおりであるので了知されるとともに、管内市町村、関係機関等に周知をお願いする。

また、平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 8 号当職通知「自立支援協議会の設置運営に当たっての留意事項について」は平成 25 年 3 月 31 日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 協議会の基本的な役割

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第 89 条の 3 第 1 項及び第 2 項において、地方公共団体は、単独又は共同して障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等で構成される協議会の設置に努め、その協議会において、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされている。

協議会の設置、運営の主体となる市町村及び都道府県においては、協議会の設置促進を図るとともに、協議会の場で明らかとなった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源を含めた地域における障害者等の支援体制の整備に努めること、また、その検討に当たっては、課題別の専門部会を設置する等、地域の実

情に応じた活動の活性化に向けた取組を行うことが必要である。

併せて、障害者総合支援法第 88 条第 8 項及び第 89 条第 6 項において、市町村及び都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされていることを踏まえ、協議会は、障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行うとともに、市町村及び都道府県は、障害福祉計画の作成や変更に当たり協議会の意見を聴く仕組みを構築することが必要である。

2 協議会の設置運営に当たっての留意点

(1) 設置運営の基本的事項

協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要である。

このため、指定相談支援事業者が協議会に積極的に関与することが必要であり、特に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが協議会の運営の中心的な役割を担うことにより効果的に運営を行っていくことが考えられる。

(2) 障害者総合支援法を踏まえた協議会の役割

障害者総合支援法における相談支援については、平成 24 年 4 月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、市町村はこれを勧告して支給決定を行うよう見直すとともに、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、さらに、それまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害者の地域移行・地域定着の取組の充実を図ることとされた。

その他、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、地域における相談支援の充実を図ったところであり、協議会は、これらを踏まえた相談支援の提供体制の整備等について検討を行い、地域の実情に応じて、以下のような具体的な取組等も進めていくことが必要である。

① 市町村が設置する協議会（市町村協議会）

- ア. 障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組
- イ. 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置等を含めた人員体制等について協議するとともに、事業実績の検証及び評価をする取組
- ウ. 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等において、個別事例の支援のあり方についての協議
- エ. 相談支援事業者、精神科病院、障害者支援施設、保健所等からなる地域移行及び地域定着支援に関する専門部会等において、関係機関等の協力体制の強化を図り、地域移行支援の対象となりうる者を相談支援事業者に円滑につなげる取組
- オ. 障害者等の地域生活を支援する障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会支援も含めた支援体制の整備

② 都道府県が設置する協議会（都道府県協議会）

- ア. 都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容等についての協議

- イ. 市町村地域生活支援事業において、管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の事業実施計画を評価する取組
- ウ. 都道府県地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業において、配置するアドバイザーの職種や人員等に対する協議

(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を踏まえた協議会の役割

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、市町村及び都道府県は、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが重要である。

このため、市町村及び都道府県は、協議会の場を通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築することが必要である。

特に、障害者虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村及び都道府県が中心となって、関係機関等との連携協力体制（虐待防止ネットワーク）を構築しておくことが重要であり、協議会の下に権利擁護に関する専門部会等を設置するとともに、当該部会に都道府県労働局や警察署にも参加を要請し、定期的に地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議を行うこと等により、地域における関係機関のネットワークの構築、強化を図っていくことが必要である。

また、障害者虐待防止のための体制整備を図るに当たっては、制度として先行している高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携を図りながら、地域の実情に応じた効果的な体制を講ずることが重要であり、各自治体内の関係部局等との協力関係を強化していくことも必要である。

なお、基幹相談支援センターが障害者虐待防止法の市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすことも想定されるが、併せて、市町村協議会の運営の中心的な役割を担うことにより、一体的に障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが考えられる。

(4) その他の留意点

① 個人情報の取扱い

協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護の取扱いに留意すること。

② 要保護児童対策地域協議会との連携

障害のある要保護児童又は要支援児童について、適切な保護又は支援を図るための関係機関との必要な情報の交換や支援のあり方の検討を行うに当たっては、協議会と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会と連携を図ること。

③ 協議会の取組の周知

市町村及び都道府県は、協議会において取り組んだ検討課題や社会資源の開発等の取組について、地域の関係機関等や地域住民も含め幅広く周知を行うこと。

〇〇区地域自立支援協議会 課題提出票

※事務局で記入

<太枠内は必ず記入してください> 提出日 年 月 日

管理NO

提出者 _____

解決したいこと(困り感)	
本人の障害状況	知的 身体 精神 難病等 年齢 代 男 女
あるべき姿(本人の希望)	
現在の問題状況 (希望とのギャップ)	
問題と捉えた理由	
その問題が解決されないこと で生じると予想される状況	
問題の要因や関連している と思われる要素	
問題解決にむけて取り組 んだこと、工夫してきた こと	
個別課題 (問題のあるべき姿に近 づけるために解決すべき 事柄)	
課題を解決するために考 えられること	
区協議会で協議したいこ と	

〇〇区地域自立支援協議会 課題提出票

※事務局で記入

<太枠内は必ず記入してください> 提出日 年 月 日

管理NO

提出者 _____

解決したいこと(困り感)	困っていることそのものを記入
本人の障害状況	知的 身体 精神 難病等 年齢 代 男 女
あるべき姿(本人の希望)	本人が希望している状況を記入
現在の問題状況 (希望とのギャップ)	現状を記入
問題と捉えた理由	
その問題が解決されないこと で生じると予想される状況	
問題の要因や関連してい ると思われる要素	
問題解決にむけて取り組 んだこと、工夫してきた こと	
個別課題 (問題のあるべき姿に近 づけるために解決すべき 事柄)	
課題を解決するために考 えられること	
区協議会で協議したいこ と	

(案)

平成 年 月 日

市地域自立支援協議会提出票

_____区自立支援協議会

市協議会への提出理由	【類型】 <input type="checkbox"/> 区協議会での取り組みを全市へ周知するもの <input type="checkbox"/> 近隣区との共同活動へ拡大が必要なもの <input type="checkbox"/> 全市で研修会を行うことが必要と思われるもの <input type="checkbox"/> 市協議会において解決に向けて検討や協議を行うことが必要なもの
課題テーマ	
地域課題の詳しい説明	
取り組んできたこと (調査、検討など)	
取り組み結果及び、取 り組みから明らかとな ったこと	
残された課題	

平成 年度 ○○区地域自立支援協議会 年間実施計画書

わが街のあるべき姿

長期目標(期間: 年度～ 年度)

年度目標(期間:平成 年度)

区協議会 活動計画

月

活動内容

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

構成員は別紙に作成

12月

1月

2月

3月

年度のまとめ報告(次年度に向けて)

その他自由記載欄

平成 年度 ○○区地域自立支援協議会

平成 年度 区地域自立支援協議会 _____委員会 計画書	
委員会構成員	
活動目的	
長期目標	
短期目標	
専門委員会 活動計画	
月	活動内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
年度のまとめ報告(次年度に向けて)	
その他自由記載欄	

平成 年度 ○○区地域自立支援協議会

〇〇区地域自立支援協議会構成員名簿

平成〇〇年度 〇〇区地域自立支援協議会 構成員

	所 属	専門委員 会所属	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			

平成〇〇年度 〇〇区地域自立支援協議会 〇〇委員会 年間報告書

作成日

平成〇〇年 月 日

活動内容

今年度の活動内容

今年度のまとめ

取り組み内容ごとに以下を記載

- ①今年度の活動についてのまとめ
 - ②成果(達成できたこと)
 - ③今後の課題
- 最後⇒次年度の方角性

→区地域自立支援協議会課題管理一覧表と整合性をはかる

